

共済積立貯金 10月募集のご案内

申込締切日

平成26年

10/17 (金)

半年複利

年0.50%

(税引後 年※0.398%)

(※平成25年1月1日以降、復興特別所得税と合わせて20.315%課税)

- 年2回募集(4月・10月)
- 新規加入・積立金額の変更申込受付中!!
- 12月から積立開始

有利です

年0.50%(半年複利)と定期預金より有利です。しかも月1回払いもどしができ、手数料はいっさいかかりません。

安全です

預金保険法の適用対象商品ではありませんが、お預かりした積立金は、法令に基づき、安全に運用しています。

便利です

給与から毎月一定の額を天引きして積立てますので知らず知らずにふえていきます。毎月の積立金は、1,000円単位で自由に決められます。

制度のあらまし

●加入資格

文部科学省共済組合員であればだれでも加入できます。

●積立ての金額及び種類

1,000円単位で、自由にできます。

●定時積立金…俸給からの控除による一定額

●臨時積立金…期末・勤勉・期末特別手当(6月・12月)からの控除による一定額
(臨時積立金のみ積立てはできません)

●加入の申込み及び積立金の変更

「貯金加入申込書」又は「積立金変更申込書」を受付期間内に各所属機関の共済担当係へ提出してください。なお、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の取扱いを受ける方は裏面の「税金について」の説明を参照してください。

●払いもどし・解約

払いもどし又は解約の場合は「積立貯金(払いもどし・解約)請求書」を各所属機関が指定する日までに提出してください。(ただし、加入後6カ月間は払いもどしができません。)払いもどし金又は解約金は毎月25日に貯金者の指定銀行口座に送金されます。〔郵便局払〕の場合は郵便振替払出証書により郵便局の窓口での受取となります。また、受取に相当な日数を必要とします。)

●残高のお知らせ

毎年4月及び10月の各1日現在の残高(元利合計)と、半年間の入出金異動明細を各々4月中旬と10月中旬に各貯金者あてにお知らせします。

共済積立貯金のペイオフ対応について

平成14年4月からペイオフが解禁され、金融機関が破綻した場合に預金保険で保護される上限額は、一預金者が一金融機関に預入れしている預金保険の対象となる預金(定期預金、普通預金等)の元本1,000万円とその利息の合計額となりました。積立貯金の場合は、文部科学省共済組合が一預金者となります。

このため、文部科学省共済組合ではペイオフ解禁以降も、法令に基づく安全かつ有利な運用を続けるため、金融機関の預金商品による運用から、国債や政府保証債による運用に切替えました。

国債や政府保証債は預金保険の適用対象外となっていますが、国(政府)が元利金の支払を保証した金融商品(公社債)ですので、運用対象をこれらの保証付債券に限定することにより、これまでと同様、安心してご利用いただけます。

個人情報の取扱いに関する 文部科学省共済組合からのお知らせ

文部科学省共済組合(以下、組合という。)は共済積立貯金事業の運営に当たり、組合員の個人情報を取扱い、共済積立貯金事業の事務手続きのため使用します。組合は、共済積立貯金事業に係る利息計算その他必要な事務を行うため組合が協定を締結した事務委託会社へ委託します。また今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き組合において上記に準じ個人情報が取扱われます。

加入申込手続及び積立金変更手続(記入例)

■加入申込み

「貯金加入申込書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、障害者等の少額預金の
のり所得等の非課税扱いを受ける場合は「非課税貯蓄申告書・申込書」及び
「障害者手帳等の写し」を添えて、共済担当係へ提出してください。

■積立金変更

「積立金変更申込書」に必要事項を記入して共済担当係へ提出してください。

様式第4号 (貯金管理)

積立金変更申込書 (1)

所属機関名 ○○大学
フリガナ タカハシ ミツエ
氏名 高橋美津江
貯金管理番号 000000000000

変更後積立金 ※すべて必須

定時積立金 (毎月分)	臨時積立金 (6月分)	臨時積立金 (12月分)	変更年月 (6月または12月)
35000	00000	2000000	平成26年12月

※変更後の積立金額を定時・臨時積立ともすべて記入してください。
※変更される場合は変更後の金額、変更されない場合は現在の積立金額を記入してください。
(2) 臨時積立金だけの積立はできません。

様式第1号 (貯金管理)

貯金加入申込書 (1)

所属機関名 ○○大学
氏名 高橋美津江
貯金管理番号 000000000000

1. 積立金および非課税の適用の有無

氏名 (カタカナ)	生年月日	定時積立金 (毎月分)	臨時積立金 (6月分)	臨時積立金 (12月分)	非課税の適用の有無	非課税の適用の増減のみ記入 (6月または12月)
タカハシ ミツエ	33年02月03日	20000	00000	2000000	○	26年12月

2. 受取口座 (貯金の払戻金又は解約金を受け取るための口座)

銀行等振込 (ゆうちょ銀行・ネット銀行でもお受取ができます。)

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号 (右詰め)
00	00	普通	00000000

郵便局 (郵便局の窓口でのお受取。支払日の約一週間後のお受取となります。)

住所 00000000 00 郵便番号 000000000000

税金について

共済積立貯金を含む預貯金等の利息に対して、原則一律20%の源泉分離課税扱いとなりますが(なお、平成25年1月1日以降、復興特別所得税と合わせて20.315%課税)、障害者の方や児童扶養手当を受給されている母子家庭などの方は、所定の手続をすることにより、他の金融機関と併せて元本350万円を限度として、利子非課税制度(優)が利用出来ます。

この利子非課税制度の適用を受けようとするときは、「貯金加入申込書」を提出するときに併せて「非課税貯蓄申告書・申込書」及び「障害者手帳等の写し」を共済担当係へ提出してください。

利率比較表

種類	預入期間	0%	年利率	0.10%	0.20%	0.30%	0.40%	0.50%	
共済積立貯金	自由 (月1回払いもど可)	年0.50%(半年複利)(税引後年0.398%)							(平成20年4月1日から)
銀行のスーパー定期	1年以上 (300万円未満)	年0.025%(税引後年0.019%)							
銀行の普通預金	自由	年0.02%(税引後年0.015%)							
ゆうちょ銀行の通常貯金	自由	年0.03%(税引後年0.023%)							

(スーパー定期・普通預金・通常貯金の利率は、平成26年8月1日現在)

積立額早見表

●毎月積立の場合 (定時積立金)

(単位:円)

積立金額	年数	1年	2年	3年	5年
10,000		120,258	240,996	※362,215	606,106
30,000		360,777	722,992	1,086,652	1,818,328
50,000		601,294	1,204,987	1,811,087	3,030,548

●ボーナス積立の場合 (臨時積立金)

(単位:円)

積立金額	年数	1年	2年	3年	5年
30,000		60,179	120,597	181,256	303,301
50,000		100,298	200,996	302,095	505,506
100,000		200,597	401,994	※604,194	1,011,017

(注)(1) 上記計算は、4月1日~3月31日を1年としたモデル計算で、年0.50%(半年複利)による課税扱い(20.315%分離課税)概算の数値です。

(2) 毎月積立とボーナスごと積立を組み合わせる場合は、合算してください。

例えば、毎月1万円、ボーナスごと10万円を3年間積み立てた場合は966,409円(※印の合計額)が元利合計となります。なお、臨時積立金だけの積立はできません。

(3) 金融情勢の変動により、利率を変更することがあります。この場合、表の金額も変わります。

◎共済積立貯金の内容等についてのお問い合わせは、共済担当係へお願いします。

(平成26年9月)